

# 8月の安全運転のポイント

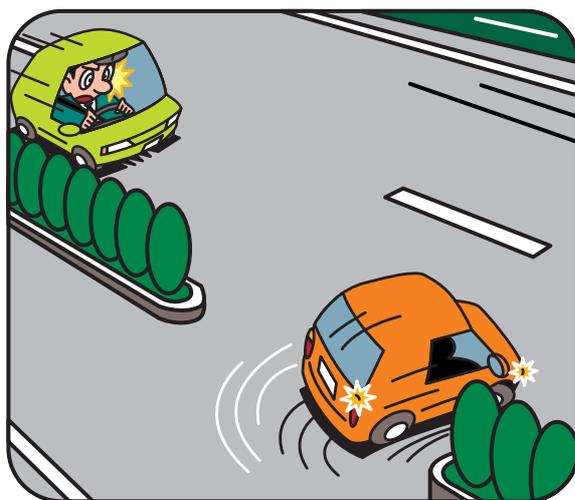
平成30年8月号

走行中に、いきなり対向車がUターンしてきたり、右側からバイクが進路変更してきてヒヤリとさせられることがあります。そこで今回は、思いがけない他車の行動例と、それに対する留意点をまとめてみました。

## 中央分離帯の切れ目から対向車がUターン

片側2車線の中央分離帯のある一般道路を走行中に、中央分離帯の切れ目から、いきなり対向車がUターンしてきて、ヒヤリとさせられることがあります。中央分離帯があるから対向車線に注意する必要はないと考えて走行していると、Uターンしようとする対向車への対応が遅れて、あわてて急ブレーキを踏むなどにより事故につながることもあります。中央分離帯がある道路でも対向車線の状況に目を配りましょう。

なお、道路標識や標示でUターンが禁止されていない道路でも、歩行者又は他の車両等の正常な交通を妨害するおそれがあるときはUターンをしてはならないことが定められています（道路交通法第2条の2第1項）。自分がUターンする場合は、車などが接近していないかどうかを必ず確認しましょう。



## 道路脇の駐車場に入った車がバックで方向転換

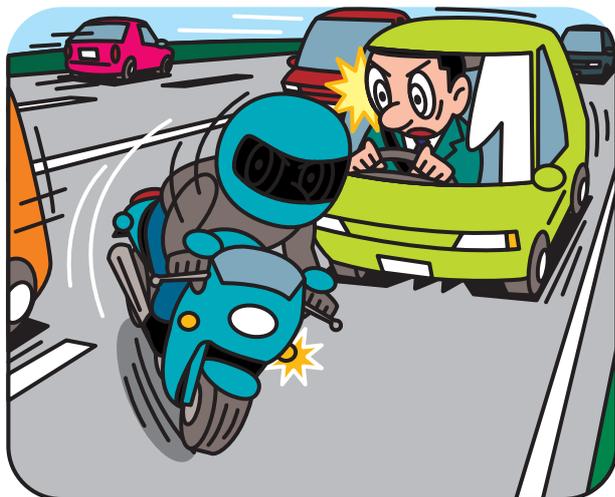
前を走る車が左折して道路脇の小さな駐車場に入ってしまったので駐車をするのだろうと思っていたところ、いきなりバックで出てきて、ヒヤリとさせられることがあります。前の車は駐車ではなく方向転換をするために駐車場に入ったのですが、方向転換を知らせる合図は無いため、自車にはその判断はつきません。ただ、傾向として方向転換のために左折する車は、直前で合図を出したり、全く合図を出さずに左折することが多いので、そうした車には注意を心がけましょう。

なお、道を間違えてしまったときなどに元の道に戻るため方向転換をしたくなりますが、方向転換はリスクを伴う運転行動です。誤って進入禁止の道路に入ってしまった場合（一方通行路の逆走）などやむを得ない場合を除いて、できるだけ方向転換は行わず、少し遠回りになっても、先の交差点を左折するなどして進路の修正を行うようにしましょう。



### 右側から自動二輪が自車の前に進路変更

片側2車線以上の道路を走行中に、いきなり右側から自動二輪が自車の前に進路変更してきて、ヒヤリとさせられることがあります。原付バイクの場合は、道路の左端を走行することが多いのですが、それ以外の自動二輪は車線を問わず走行します。しかも車幅が短いので、特に渋滞気味の道路では車の間を縫うように走行し、左側からだけでなく右側から進路変更してくることもあります。自動二輪は接触しただけでも転倒の危険があり、重大な人身事故につながりますから、走行中は前方だけでなく、ドアミラーやルームミラーを活用して左右の側方や後方の状況にもよく目を配りましょう。



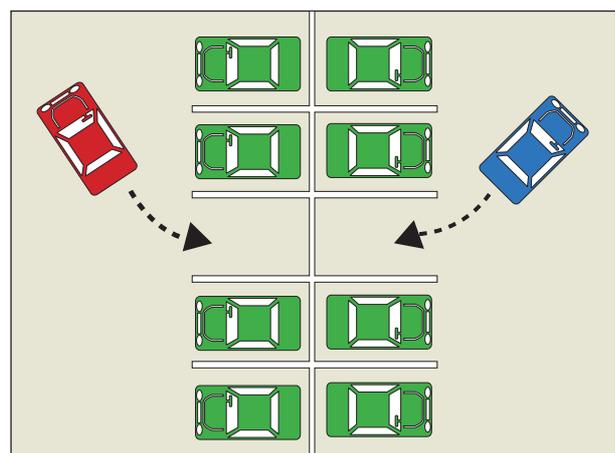
### 駐車場での発進時に隣の駐車車両から人が下車

商業施設の駐車場や高速道路のサービスエリアの駐車場などで、発進しようとした際に隣の駐車車両から人が降りてきて、ヒヤリとさせられることがあります。自車の隣に駐車車両があるときは、その車両に人が乗っていないか、降りてこないか、その車も発進しようとしていないか、などをよく確認してから発進するようにしましょう。



### 駐車時に隣接する空きスペースに他車が進入

駐車場で空きスペースを見つけてバックで駐車しようとしたとき、隣接するスペースに他車がバックで駐車しようとしているのに気づいて、ヒヤリとさせられることがあります（右図参照）。このようなときに強引に駐車しようすると、接触事故を起こす危険性があるだけでなく、事故にはならなくても互いに感情を損ねてトラブルになるおそれがあります。駐車場で空きスペースを探すことに意識が集中し過ぎると、周囲に対する注意が薄れて、他車の動きを見落としたり気づくのが遅れてしまいます。空きスペースを探しているときはもちろん、これから駐車しようとするときも周囲の状況によく目を配るようにしましょう。また、万一、右図のような状況になったときは、相手の駐車が終わるのを待つか、別の空きスペースを探しましょう。



「お問い合わせ先」